

文教福祉常任委員会会議録

令和7年3月7日

寒川町議会

出席委員 黒沢委員長、青木副委員長
山上委員、馬谷原委員、横手委員、吉田委員、福岡委員、山田委員、橋本委員、太田委員
岸本議長

説明者 宮崎学び育成部長、徳江保育幼稚園課長、前田主査
岡野学び推進課長、原主査
小林健康福祉部長、高木保険年金課長、吉野副主幹、早乙女主査
高橋教育次長、黄木学校教育課長

案 件

(付託議案)

1. 議案第28号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
2. 議案第29号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
3. 議案第27号 寒川町青少年問題協議会条例の一部改正について
4. 議案第30号 寒川町国民健康保険条例の一部改正について
5. 議案第23号 寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

午前9時00分 開会

【黒沢委員長】 それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

本日の案件に入ってまいりますけれども、次第のとおり、案件につきましては、付託議案5件となりますので、順次次第のとおり進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議案の内容につきましては、先日の本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【黒沢委員長】 ご異議ないようでございます。

それでは、執行部が入室するまで暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第28号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本議案について説明を求めます。

宮崎学び育成部長。

【宮崎学び育成部長】 皆様、改めまして、おはようございます。それでは、付託議案1、議案第28号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正に

についてのご審査をお願いいたします。説明につきましては、徳江保育幼稚園課長から、質疑につきましては、出席職員により対応いたしますので、よろしくをお願いいたします。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 それでは、議案第28号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。なお、本会議での部長の説明と重複する部分もございますが、ご了承のほどお願いいたします。

今回の条例一部改正の背景につきましては、令和6年12月24日に閣議決定された令和6年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえ、本年1月31日に子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布されたことにより、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されました。これに伴い、この基準に準じて定めている町の当該条例について所要の措置を講ずる必要が生じたものでございます。今回の改正の対象となるのは、ゼロ歳児から2歳児までが利用できる小規模保育事業や家庭的保育事業等で、運営に関する基準において保育内容への支援や卒園後3歳からの受皿の役割を担う連携施設を確保することが定められております。今回の改正は、この連携施設に関わる内容となっております。

今回の主なポイントは、大きく3点ございます。1点目は、保育内容の支援に係る連携協力について、連携施設を確保しないこととすることができる要件を見直したこと、2点目は、代替保育に係る連携施設を確保しないこととすることができる要件の見直しをしたこと、3点目は、連携施設を確保しないこととすることができる経過措置の期間について、この条例の施行の日から起算して10年を経過するまでとなっているところを、15年を経過するまでと延長したことです。

それでは、条例の改正内容をご説明いたします。タブレット資料01、9分の5ページ、新旧対照表の1ページをご覧ください。なお、今後のページ数につきましては、新旧対照表に記載のページを申し上げますので、ご了承ください。

第37条は、特定地域型保育事業の利用定員に関する基準を定めている条文ですが、この後の第42条の改正に伴い、第1項おける本文中、「第42条第3項第1号」とその次の同号をいずれも「第42条第3項」に改めるものでございます。第42条は、特定地域型保育事業と特定教育・保育施設との連携について定めている条文で、2ページにかけての第1項では、本文において、この後の同条各項の改正に伴い「第5項」を「第7項」に改めるとともに、第1号中、助言その他の保育内容に関する支援「を行う」こととあるのを、助言その他の保育内容に関する支援「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」ことに改め、第3号中の「第4項第1号」を「第6項第1号」に改めるものでございます。

新旧対照表の2ページから3ページにかけてをご覧ください。後ほどご説明する第42条第4項から第9項までの2項ずつの繰下げに伴い、第1項の後に改正案の第2項と第3項を加えます。改正案の第2項は、改正案第1項第1号で定める保育内容支援の実施に係る連携施設の確保について、第2項各号の要件を満たすと町長が認めるときは、特定地域型保育事業者がこれを行わないこととすることができるよう改めるものでございます。同じく改正案の第3項は、第2項各号で言う保育内容支援連携協力者について定めるものでございます。

新旧対照表の3ページから4ページにかけてをご覧ください。改正案の第4項は、特定地域型保育事

業者が代替保育の提供に係る連携施設を確保しないこととすることができる要件を改めるもので、現行の第2項本文中、「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に改め、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を記載のとおり改め、第2項を第4項とするとともに、現行の第3項を削るものでございます。

新旧対照表の4ページをご覧ください。改正案の第5項は、改正案の第4項各号における代替保育連携協力について定めているもので、現行の第4項から第9項までを2項ずつ繰り下げて、改正案の第4項の後に記載のとおり加えるものでございます。

新旧対照表の4ページから5ページにかけてをご覧ください。制定附則の第4条で、連携施設に関する経過措置を定めております。連携施設を確保しないことができるとする期間について、現行では条例の施行の日から起算して「10年」を経過する日までの間としているところを、改正案のとおり「15年」を経過する日までの間に改めるものです。

最後に、改正附則として、この条例は令和7年4月1日から施行することとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【黒沢委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

太田委員。

【太田委員】 大変ややこしいというか、難しいかなと、まず自分の認識が合っているかなというところで1問目をしたいと思いますけども、寒川町の場合は、ゼロ、1、2歳の小規模保育とか、家庭的保育の場合、次の保育園の連携がされていたと思います、今まで。それが条件によっては困難だった場合は、しなくてもよいという、そういった改正になるという認識でよろしいでしょうか。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 町内にございます、ここに書かれている特定地域型保育施設については、3施設ありまして、全てにおいて連携施設が確保されている状況です。今までも経過措置はありまして、確保が難しい場合は確保しないことができるというのがあったんですけども、この改正は平成27年に始まったもので、ここで2回の延長をされている、それだけ連携施設を確保することが難しいというところで、さらに要件を見直して、経過措置の期間を延長したという状況です。

【黒沢委員長】 太田委員。

【太田委員】 では、寒川町においては、特に連携が困難なことは今のところ生じていないと、今後とも基本的には連携ができるという認識でよろしいでしょうか。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 保育園の施設や種類も増えてきてまして、例えば今さくら幼稚園が今認定こども園になっているんですけど、そちらでも幼稚園や認定こども園、保育所において3歳以上の確保ができればということなので、施設としてはあるんですけども、例えば新しい小規模保育施設ができた場合などにつきましては、町が間に入りまして、こういったところが連携施設としてどうでしょうかということを一緒に今までもやってきていました。なので、定員の数を見ながら、その施設での受入れができるかどうかを確認しながら、もし新しい施設ができたときには対応してまいりたいと考えています。

【黒沢委員長】 太田委員。

【太田委員】 分かりました。国の改正によって、寒川町としての条文を改正していると思うので、基本的には困難な場合はできる規定にはなっていますが、現状は寒川町の場合は大丈夫ということが分かりました。今後はどのように変わっていくかは、課題もあるかもしれませんが、分かりました。ありがとうございます。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

山田委員。

【山田委員】 今連携に関して私も聞こうと思ったんですけど、取りあえず連携はできているということで了解しました。ただ、この条例が改正された場合、新しく施設ができたときに、例えばこの条例を根拠に連携しないという施設も出てくる可能性もあるのかなというところなんですけど、それに関して町としては、連携するためにいろんな指導とか、相談、調整すると思うんですけど、どういうふうに町として考えているのかお伺いします。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 これから新しい施設ができて確保することが困難な場合につきましては、こちらにあります見直しをしたように、大きく連携施設の役割というのが3つございまして、卒園したときに受入れをするというところと、保育内容支援だとか、代替保育、保育士さんが病気などで受入れができない場合に代わりに保育をするという内容があるんですけども、それぞれその内容に応じて小規模保育事業だとか、要件を満たす施設において対応ができるのであれば、そちらで対応するというのが今回の改正に見合うものであれば、そういった施設を確保して、対応するということになるかと思えます。

【黒沢委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。いろいろ対応できるということかなと思うんですけど、それに対して連携施設と連携ができなかった場合なんですけど、預ける子どもさんを預けられなかった場合というのは、どういうことになるのか、実際親御さんが結局仕事を休んで家で見ることになるのかなと思ってしまってますけど、そういうことに関して町としてはどういう対応ができるのかお願いします。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 卒園後の児童の受入れにつきましては、例えば連携施設を確保していなかったとしても、ほかの施設を入所のお申込みとして受けることもできますし、既に保育の要件があるお仕事をされているところで、預け先がないことでお仕事ができなくなるという状況は、つくってはいけないと思っておりますので、加点をするなり、基準の中で点数をプラスして保育園に入れる可能性を増やして、なるべく卒園後の入所できる場所がないということがないように対応はしていきたいと思っております。

【黒沢委員長】 山田委員。

【山田委員】 しっかりと対応していただきたいと思います。それと最後なんですけど、改正前は10年までということがありましたけど、5年間延長になるわけなんですけど、5年間延長になることによって、いろんな事業所というのは、連携しなくてもいいことで5年間延長は条例上はできるわけなんですけど、

それに関してどういう影響が出るかというのは想定されているのでしょうか。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 例えばこれから小規模保育事業とかができて、著しく連携施設を確保することが困難な場合につきましては、見直しに応じて対応していくんですけども、5年間でほかの施設が例えば新しくできて、連携施設として確保できることになるタイミングがあれば、そこで確保して、連携施設としての役割を担っていただくということになるかと思います。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、議案第29号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

宮崎学び育成部長。

【宮崎学び育成部長】 それでは、続きまして、付託議案2、議案第29号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてのご審査をお願いいたします。説明につきましては、引き続き徳江保育幼稚園課長から行いますので、よろしくをお願いいたします。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 それでは、議案第29号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。なお、本会議での部長の説明と重複する部分もございますが、ご了承のほどお願いいたします。

今回の条例一部改正の背景等につきましては、大きく2点ございます。1点目は、先ほどの議案第28号と同様、令和6年12月24日に閣議決定された令和6年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえ、本年1月31日に、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布されたことによるものです。もう一点は、令和6年6月19日に公布された第14次地方分権一括法により、栄養士法が改正され、それまで管理栄養士国家試験は、栄養士免許取得者でなければ受けることができなかつたところ、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許の取得が不要となったことで、これまでの管理栄養士免許取得者が必ず栄養士免許を持っているという状況から、本年4月1日以降は、管理栄養士免許のみを保持する管理栄養士が存在する状況となることを受け、令和6年11月29日付で、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が公布されたこととございます。この2つの内閣府令により国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、この基準に準じて定めている町の当該条例について所要の措置を講ずる必要が生じたものでございます。改正の対象となるのは、ゼロ歳児から2歳児までが利用できる小規模保育事業や家庭的保育事業等で、今回の改正は運営に関する基準において求められている保育内容への支援や卒園後3歳からの受皿の役割を担う連携施設を確保することが定められておりますが、この連携施設に関わる内容と利用乳幼児に対する食事の提供、家庭的保育事業所などのほかで調理し、搬入する方法により行う際に求められている栄養士による必要な配慮について、栄養士または管理栄養士による必要な配慮とする内容となっております。

改正の主なポイントは、大きく4点でございます。1点目は、保育内容の支援に係る連携協力につい

て、連携施設を確保しないこととすることができる要件を見直したこと、2点目は、代替保育に係る連携施設を確保しないこととすることができる要件を見直したこと、3点目は、栄養士による必要な配慮についての条文中、栄養士を栄養士又は管理栄養士に改めること、4点目は、連携施設を確保しないこととすることができる経過措置の期間について、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までとなっているものを15年を経過するまでに延長したことです。

それでは、条文の改正内容についてご説明いたします。タブレット資料02の8分の4ページ、新旧対照表の1ページをご覧ください。なお、この後のページ数につきましては、新旧対照表に記載のページを申し上げますので、ご了承ください。

第6条は、家庭的保育事業等の保育所等との連携について定めている条文で、2ページにかけての第1項では、第1号中、助言その他の保育の内容に関する支援「を行う」こととあるのを、助言その他の保育の内容に関する支援「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」ことに改め、第3号中の「第4項第1号」を「第6項第1号」に改めるものでございます。

新旧対照表2ページをご覧ください。後ほどご説明いたします第6条第4項及び第5項の2項ずつの繰下げに伴い、第1項の後に改正案の第2項と第3項を加えます。改正案の第2項は、改正案第1項第1号に定める保育内容支援の実施に係る連携施設の確保について、第2項各号の要件を満たすと町長が認めるときは、家庭的保育事業者等がこれを行わないこととすることができるよう改めるものです。同じく改正案第3項は、第2項各号で言う保育内容支援連携協力者について定めるものでございます。

新旧対照表3ページから4ページをご覧ください。改正案第4項において、家庭的保育事業等が代替保育の提供に係る連携施設の確保をしないこととすることができる要件を改めるもので、現行の第2項本文中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に改め、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を記載のとおり改め、第2項を第4項とするとともに、現行の第3項を削るものです。

新旧対照表4ページをご覧ください。改正案の第5項は、改正案の第4項各号における代替保育連携協力者について定めるもので、現行の第4項及び第5項を2項ずつ繰り下げて、現行の第3項の後に記載のとおり加えるものでございます。

新旧対照表4ページから5ページにかけてをご覧ください。第16条は、食事の提供の特例について定めている条文で、第1項第2号中の「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改めるものです。

新旧対照表5ページをご覧ください。制定附則の第3条で、連携施設に関する経過措置を定めております。連携施設を確保しないこととすることができる期間について、現行では、この条例の施行の日から起算して「10年」を経過する日までの間としているところを「15年」を経過する日までの間に改めるものです。

最後に改正附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行することとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【黒沢委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

山田委員。

【山田委員】 この29号に関しては、先ほどの28号とほぼ同じことかなと思いますけど、これに関して家庭的保育事業というところでは、町内に幾つあるのかというのをお聞きします。まず1つですね。

それと先ほどの28号と違うのは、管理栄養士が加わるというところがあるんですけど、これに対してどのような影響があるのかというのをお聞きします。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 こちらで言う家庭的保育事業につきましても、先ほどご説明した内容と同じで、町内には3施設、小規模保育事業が2施設と家庭的保育事業1施設がこちらの対象となります。あともう一点の栄養士法の改正に伴うものにつきましては、この条例につきましては、当該事業所のほかで調理したものを提供する場合はの特例ですので、町内にある3施設については、全て自園調理といひまして、保育所内で調理したものを提供しているところになりますので、この条文の対象になるところは、町内では今のところないという状況です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。大変にご苦労さまでした。暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第27号 寒川町青少年問題協議会条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

宮崎学び育成部長。

【宮崎学び育成部長】 それでは、続きまして、付託議案3、議案第27号 寒川町青少年問題協議会条例の一部改正についてのご審査をお願いいたします。説明につきましては、岡野学び推進課長から、質疑につきましては出席職員により対応いたしますので、よろしくをお願いいたします。

【黒沢委員長】 岡野学び推進課長。

【岡野学び推進課長】 それでは、議案第27号 寒川町青少年問題協議会条例の一部改正についてご説明申し上げます。なお、本会議での部長の説明と重複する部分もございますが、ご了承のほどお願いいたします。

今回の改正は、令和7年度からスタートいたします寒川町総合計画2040第2次実施計画の効果的、効率的な推進体制の構築を主眼に置いた組織の見直しを行ったことによる条例改正として、寒川町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例が、令和6年12月16日付で一部改正されたことに伴い、条文の整理を図るものでございます。

それでは、一部改正の内容につきまして、新旧対照表でご説明させていただきます。タブレット資料03の3分の3ページをご覧ください。第8条は、協議会の運営に関し、必要な事項について規則に委任する旨を定めているもので、同条文中の「規則」を「教育委員会規則」に改めるものでございます。

附則として、この改正条例の施行日を令和7年4月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、質疑なしと認めます。大変にご苦労さまでした。
暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第30号 寒川町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。本議案について説明を求めます。

小林健康福祉部長。

【小林健康福祉部長】 おはようございます。それでは、付託議案4、健康福祉部保険年金課が所管いたします議案第30号 寒川町国民健康保険条例の一部改正について審査をお願いいたします。説明につきましては、高木保険年金課長より、質疑につきましては、出席職員で対応いたしますので、よろしくをお願いいたします。

【黒沢委員長】 高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 それでは、議案第30号 寒川町国民健康保険条例の一部改正につきましてご説明させていただきます。

今回の条例改正は、大きく2点となり、国の国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、国民健康保険料の賦課限度額及び軽減所得判定基準の引上げが施行されます。そのため国の施行令の改正に合わせ、町国民健康保険条例へ同様の措置を講ずるため条例の一部改正を行うものでございます。

条例の改正点の1点目は、国民健康保険料の賦課限度額の引上げです。保険料は、負担能力や運営確保の観点から限度額が設けてありますが、高齢化の進展による医療費の増加や保険料負担の公平性の確保及び中間所得層の保険料負担の軽減を図るため、国民健康保険料の医療分の基礎賦課額に関わる賦課限度額の上限を現行の65万円から66万円に1万円引き上げ、後期高齢者支援金等賦課額に関わる賦課限度額の上限を現行の24万円から26万円に2万円引き上げるものでございます。

なお、保険料全体の限度額につきましては、据置きとなります介護分の17万円と合わせ全体で109万円の上限となっております。

2点目の改正点は、国民健康保険料の軽減判定所得の引上げです。低所得者に対する保険料の軽減措置は、所得に応じて7割、5割、2割の軽減がございしますが、経済動向を踏まえ見直しが行われ、今回はそのうち5割、2割の軽減の対象世帯に関わる所得判定基準を改正するもので、5割軽減は、対象世帯の所得判定基準を現行の29万5,000円から30万5,000円に1万円引き上げ、2割軽減は現行の54万5,000円から56万円に1万5,000円引き上げるものでございます。

それでは、条例の改正の詳細につきまして、タブレット資料04-1 議案第30号寒川町国民健康保険条例の一部改正についての7分の3ページ、新旧対照表をご覧ください。まず、第16条の6、医療分の基礎賦課限度額につきましては、限度額を「650,000円」から「660,000円」に改め、次の第16条の6の12につきましては、後期高齢者支援金等賦課限度額を「240,000円」から「260,000円」に改めます。

次に、第20条第1項につきましては、低所得者の保険料の減額に関わる医療分の基礎賦課額の減額分の上限額を「650,000円」から「660,000円」に改め、同項第2号につきましては、低所得者世帯に対す

る保険料の5割軽減措置の対象世帯の所得判定基準額を「295,000円」から「305,000円」に改めます。

4ページをご覧ください。次の同項第3号につきましては、保険料の2割軽減措置の対象世帯の所得判定基準額を「545,000円」から「560,000円」に改め、5ページも併せてご覧ください。次の同条第3項及び第4項につきましては、後期高齢者支援金等賦課額の減額及び介護納付金賦課額の減額に対しての読替規定でありまして、後期、介護それぞれ基礎賦課額の減額後の上限額を「650,000円」から「660,000円」に改め、また後期高齢者支援金等賦課額の減額後の上限額を「240,000円」から「260,000円」に改めるものでございます。

次に、第20条の4第1項につきましては、出産被保険者の保険料の減額に関わる医療分の基礎賦課額の減額後の上限額を「650,000円」から「660,000円」に改め、次の同条第3項及び第4項につきましては、出産被保険者の保険料の減額に関わる後期高齢者支援金等賦課額の減額及び介護納付金賦課額の減額に対しての読替規定でございまして、後期、介護それぞれ先ほどと同様に基礎賦課額の減額後の上限額を「650,000円」から「660,000円」に改め、また後期高齢者支援金等賦課額の減額後の上限額を「240,000円」から「260,000円」に改めるものでございます。

6ページをご覧ください。同条第5項、第7項及び第8項につきましては、出産被保険者の保険料の減額世帯に保険料の減額措置が適用された場合に関わる基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額の減額に対しての規定及び読替規定でございまして、先ほどと同様減額後の上限額を「650,000円」から「660,000円」に改め、また後期高齢者支援金等賦課額の減額後の上限額を「240,000円」から「260,000円」に改めるものでございます。

最後に附則となりまして、附則第1項では、施行期日を令和7年4月1日として、附則第2項は、経過措置でございまして、この規定は、令和7年度以後の保険料に適用し、令和6年度分までの保険料につきましては、従前の例によるものを定めるものでございます。

次に、資料は戻りまして、タブレット資料04-2保険年金課寒川町国民健康保険条例一部改正賦課限度額及び軽減判定所得の見直しをご覧ください。こちらは参考資料として添付しておりまして、1の改正の概要は、さきの説明となり、条例改正の内容を図で表したものが2の改正の内容となりまして、賦課限度額を引き上げることで高所得層の賦課額が増え、中間所得層の負担軽減を図るものとなっております。また、5割と2割の軽減判定所得を見直すことで、保険料が減額される対象者の拡大を図るものでございます。

なお、こちらの改正から3の改正に伴う影響見込みですが、令和6年度の賦課情報を基に計算いたしますと、上段の賦課限度額におきましては、限度額超過世帯が合計で12世帯の減少を見込んでおり、下段の表、軽減世帯におきましては合計で53世帯の増加を見込んでおります。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

橋本委員。

【橋本委員】 今説明いただきました。軽減判定所得を見直すことで2割、5割の軽減世帯の対象者を拡大し、中間所得層に配慮した保険料となっているということですが、改正を通して最終的な町民の払う保険料というのは、トータルでどうなっていくのかということをお聞きいたします。

【黒沢委員長】 高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 所得に応じて、トータルというのがなかなか難しいところではあるんですけども、基本的に5割軽減であれば、所得が43万円、ここが税法上の基礎控除が43万円、33万円に、詳しく言うと、給与所得控除が65万円から55万円に下げられた10万円を足した43万円というのが基礎控除というか、保険料的な控除となりまして、そちらに先ほど言いました金額の30万5,000円を足した部分で5割軽減が引いてくるよという形になります。2割軽減であれば43万円に先ほど言った56万円が足された部分の所得の方が2割軽減は適用されるという形になるので、あとはその人の収入によって保険料の計算方法というのはまた金額が違ってくるので、トータル的というのは何とも言いづらい部分があります。よろしくお願いします。

【黒沢委員長】 橋本委員、今の答えで大丈夫ですか。多分、橋本委員が言いたいのは、国保の運営については、町民の皆さんから頂いた保険料が基本になります。今回の条例の改正によって町に入ってくるものが全体として下がるとなると、全体的な皆さんの保険料を上げなきゃいけない、でも、多く入ってくると見込めるのであれば、保険料が下がる可能性があるから、多分、橋本委員の質問は、全体として町に入ってくる保険料がどうなるのか、この改正によってどう影響が出るのかというのが想定できているかどうかということなのかなと思うんですけど、それでいいですよ、橋本委員。今ので大丈夫ですか。そういうことも含めなのかなと。

【橋本委員】 最終的にトータルで国民健康保険料が上がるか、下がるかというのをまず最初に前提として教えていただけたらと思います。そのことを踏まえて、先ほども言いましたけど、2割、5割の軽減世帯の方がいらっしゃるわけじゃないですか。ただ、超過世帯の方というのは負担が上がるわけなんですよね。そういったことも含めて、最終的に町民の保険料が全体的に上がっているということだと思んですけども、最終的には、その金額が分かれば教えていただきたかったんですけど。

【黒沢委員長】 その想定ができるのかどうかということだと思うんですけど。

高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 全体の保険料というのは、基本的に国からもらうお金、県からもらうお金というのを差し引いて、それに係る医療費、県に支払う事業費納付金の分のお金を、国と県のお金を充当して、残ったものを保険料で皆さんから頂きますよという計算を考へてしております。なので、限度額が上がって、高い人から多少多くもらって、中間所得層の方の配分が減ったとしても、総額というのは県とか国とか、医療費に係る分を除いて保険料を算定するので、それが大きく変動するかということ、そういうわけじゃない部分もありますという形の回答になってしまうんですけども。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

福岡委員。

【福岡委員】 今回の条例改正に伴って負担が増える方というのもしらっしゃるとい認識でよろしいでしょうか。

【黒沢委員長】 高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 先ほどの別表の参考資料に、令和7年度超過世帯48世帯の方が、基本的には65万円だったものが66万円になるので、1万円増えるので、48万円が増える、後期高齢者世帯は、74世

帯が超過世帯に該当してくるということなので、今までその方々は24万円だったのが26万円になるので、2万円増えるので、148万円増加する世帯がありますという形になります。

【黒沢委員長】 福岡委員。

【福岡委員】 今のご説明で、昨今の状況などによって保険料負担が増えるのはやむを得ない部分は理解するんですが、負担が増える方がいらっしゃるとすると、今回の条例の施行期日が4月1日という形になっているんですが、今3月の時点で決めたものが、すぐ4月1日から施行という形なので、負担が増える方にとっては準備をする期間とか、対応していく期間というのがとれないような気がするんですが、3月に決めて、すぐ4月1日から負担が増えますというのは、町民への周知だったり、負担が増える方に対してはどのような形で考えていらっしゃるんですか。

【黒沢委員長】 高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 負担の増える部分は、例えばですけど、限度額超過世帯は、例えば土地を売られた方とか、収入が多い方が多くなります。大体収入が多い方というのは特定な方が多いので、その方々というのは、大体限度額になっちゃうなというのは分かっている方が多いとは思っております。ただ、こういう形で改正されましたというのは、ホームページ等に記載することと、あと納付書の説明書きにも、限度額がこういう形になっていますというのは周知させていただいておりますので、そういったもので周知を図っているという形になっております。

【黒沢委員長】 福岡委員。

【福岡委員】 周知の方法でなくて、周知の期間が短いのではないかと質問なんですが、それについてはどうお考えですか。

【黒沢委員長】 高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 こちらは国の法改正で、うちも行っておりますので、そちらは法律どおりという形になってしまうので、期間的な変更というのはなかなか難しいというのが現状でございます。よろしく申し上げます。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。大変にご苦勞さまでした。暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第23号 寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

高橋教育次長。

【高橋教育次長】 皆様、おはようございます。それでは、付託議案5、教育委員会学校教育課が所管いたします議案第23号 寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての審査をお願いいたします。説明につきましては、黄木学校教育課長よりいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

【黒沢委員長】 黄木学校教育課長。

【黄木学校教育課長】 それでは、教育委員会学校教育課より、議案第23号 寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。なお、説明は、先日の本会議の中で教育次長よりご説明させていただきました内容と重複する部分もございますが、ご理解賜りますようお願いいたします。

このたびの条例の一部改正は、学校薬剤師の報酬額について社会経済情勢の変化を考慮し、改定するものでございますが、学校薬剤師につきましては、町立小・中学校や学校給食センターにおいて、水道の水や照明の照度、またプールの水質のほか、学校の給食配膳室や給食センターでの衛生管理状況等について、その確認や指導等を行っていただいている状況でございます。

それでは、条例の改正内容についてご説明申し上げますので、タブレット資料3分の3ページ、新旧対照表をご覧ください。こちらは別表第1第2条関係ということで、非常勤特別職の報酬額を定めるものとなりますが、現行の「8万1,900円」から「12万5,000円」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行日を令和7年4月1日とするものでございます。

説明は以上となります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【黒沢委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

山田委員。

【山田委員】 今回薬剤師さんの報酬を上げるとのことなんですけど、実際には年間でどの程度の仕事というか、時間というか、されているのか、それについてお聞きします。

【黒沢委員長】 黄木学校教育課長。

【黄木学校教育課長】 年間大体月1回から学期に1回程度、ある程度の幅がありますが、その程度の勤務ということになっております。

【黒沢委員長】 山田委員。

【山田委員】 月1回から学期によってということで、1か月に1回だったら12万5,000円、今回改正になると1万円程度の報酬ということでよろしいんですね。そうすると今までが安かったということなのか、その辺の見解をお願いします。

【黒沢委員長】 黄木学校教育課長。

【黄木学校教育課長】 令和5年9月から学校給食センターが本格稼働となっておりましたが、年度途中からのスタートということもあって、そのタイミングでの報酬の増額は行わなかったというところでございます。センターの稼働は1年がたちまして、学校給食センターも含めた学校薬剤師業務全体の業務量というのも確定してきましたし、そういったものに鑑みながら派遣元である茅ヶ崎寒川薬剤師会、こちらとも情報交換等を行いながら、令和7年度からの増額を目指しているというところでございます。なお、茅ヶ崎寒川薬剤師会ということで、寒川と茅ヶ崎市両方にまたがっているということになりますが、茅ヶ崎市さんの報酬額も参考にさせていただいているところでございます。

【黒沢委員長】 山田委員。

【山田委員】 茅ヶ崎寒川の薬剤師会ということで、実際薬剤師会から派遣されるということですけど、その薬剤師さんというのは、町内にいらっしゃる方が見ているということでもよろしいんです

か。

【黒沢委員長】 黄木学校教育課長。

【黄木学校教育課長】 8校にそれぞれ1名ずつの薬剤師の方々を派遣していただいておりますが、そのほとんどが寒川町の方なのですが、1名は、他市の薬局で勤務されている方ということでございます。

【黒沢委員長】 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日文教福祉常任委員会に付託された議案につきましては、質疑まで終了となりました。この後、討論、採決の予定でございますけれども、休憩は取りますか。

山田委員。

【山田委員】 ちょっと休憩をください。20分ぐらい。

【黒沢委員長】 それでは、暫時休憩といたします。再開は10時20分とさせていただきますので、その後、討論、採決に移ってまいりたいと思います。

暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより討論に入ります。議案第28号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論はありますか。まず初めに、反対討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 それでは、議案第28号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について反対の立場で討論いたします。

本条例は、国の基準に基づいて条例改正するわけですが、今現在保育士不足や様々な問題があります。これに関して10年間のうちに連携施設を確保しなきゃいけなかったものが、確保しないこともできるということで5年間延長されています。様々な問題で保育の質の保証ができないということが懸念されるので、反対といたします。

【黒沢委員長】 続いて、賛成討論のある方。

太田委員。

【太田委員】 議案第28号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

様々質問させていただきましたが、基本的には国の法改正によって寒川町のこの部分を改正していくというところです。寒川町の状況に合わせたときに、著しく困難という状況ではないですし、また今でもしっかりと連携をしながら、また今後そういったことがないように、しっかりと新規の事業者とも、もし参入される場合は、話し合いをしながらということでしたので、特段今のところ寒川町にとっては影

響がないのかなと思いますので、賛成といたします。

【黒沢委員長】 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 挙手多数であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第29号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論はありませんか。初めに、反対討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 先ほどの28号と同じようですけど、議案第29号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について反対の立場で討論いたします。

先ほども言いましたけど、国の法改正に伴うものですけど、これに関しても、先ほどと同じように10年間から15年に延長されるということで、保育の質が保証されるのかどうか不安があります。そういうところを懸念して、反対といたします。

【黒沢委員長】 次に、賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 反対討論もよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 挙手多数であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第27号 寒川町青少年問題協議会条例の一部改正について討論はありませんか。初めに、反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 挙手全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第30号 寒川町国民健康保険条例の一部改正について討論はありませんか。初めに、反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 挙手全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第23号 寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論はありませんか。まず、反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 挙手全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、文教福祉常任委員会を終了いたします。

大変にご苦労さまでした。また、ありがとうございました。

午前10時25分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 7年 6月 3日

委員長 黒沢 善行